



近年の税務調査の傾向

■従来の税務調査

既報のとおり、税務調査の手続きは平成 23 年度に改正されました。その後 3 年が経過し今年も改正がありました。改正の内容につきましては後述いたしますが、最近 は手続きだけでなく税務調査方法そのもの も変わりつつあります。

以前は調査官が納税者に質問する聞き取り調査からの始まり、その後に総勘定元帳を基にして、その仕訳の取引の原因となった原票を探し出し、確認する作業から処理の誤りを発見することが中心でした。調査は紙ベースでの確認のみで、作業も調査官の知識と根気、永年の勤に頼るものにより行われるといった感じでした。

しかし、現代の情報化した社会では会計処理もパソコンが中心となっております。

納品書も請求書もその他の作成書類も手書きのものから電子化したものとなり、日常業務は誤りなく効率よく作業を行うことが出来ております。

■情報技術専門官の登場

そのようなデジタル時代に対応した税務

調査を専門的に行う情報技術専門官という調査官が新設されました。彼らの仕事ぶりは国税庁のホームページでも紹介されております。

■個人の税務調査

個人について言えば、開業したばかりの個人事業者、サラリーマンや主婦は、副業で得た所得について確定申告をするという認識があまりありません。

近年のパソコンの普及によりインターネットを利用した商品売買や広告収入を個人で気軽に得ることが出来る世の中です。この副業で得た所得を確定申告し納税する意識が薄いため、その後の税務調査により申告漏れを摘発されるケースは年々増加傾向にあります。

しかし、この情報化社会において税務署側も調査訪問する時には綿密に事前調査を行い、主な取引先と数字の裏付けが取れたのちに情報技術に詳しい調査官が、個人事業者やサラリーマン、主婦のインターネットを利用した儲けについて根拠と裏付けを基に申告漏れなどを指摘するようになってきています。



■法人の税務調査

この調査官たちは事前情報収集技術に長けておりますから、その能力は法人の調査の現場においても投入されます。

上司の調査官に同行し、事前収集情報を基にパソコンを用いて調査支援を行っています。彼らは主にパソコンで販売管理や会計処理をしている大規模法人の調査を担当しています。



税務調査では、納税者のパソコンを使ってデータを見たり、会計ソフトの入力データを収集しMSエクセル等を使って検索ができるように加工したりして、効率よく売上伝票や納品書、請求書との突き合わせを行います。また気になる取引項目だけをピックアップしてピンポイントで調査を行っています。

彼らはパソコン取引の情報収集だけでなくデータの復元技術にも精通しておりますので、不正なデータを削除し証拠を消そうとしても無駄だと言われています。

また、会計データの不正な操作、誤入力だけでなく、パソコン内の日常作業やメールなども、関係するものは全て確認し、データの誤りや不正を発見してしまいます。

税務調査もベテラン調査官の根気や永年の勤で誤りを発見するのではなく、情報機械を用いてのデータ収集になりますから、善良な納税者には公平な調査が効率よく行われ、結果、調査をする時間は激減するよ

うになるのかもしれませんがね。

■平成26年の改正

平成23年の改正後、税務調査を実施するまでの手続きに手間が掛かるようになったことから、今年7月から「調査の通知に関する同意」の規定が加えられました。

今年7月1日以降に提出している税務代理権限証書には「納税者への事前通知は税務代理人に対して行われることに同意する」という欄が設けられました。この欄にし（チェック）を記入して代理権限証書を提出すると、税務署側からの最初の調査事前連絡から調査後、終了に至るまでの説明の連絡までを（税務署から納税者に直接連絡がいくことなく）税務代理人に任せることができます。

この改正により調査がスムーズに進むようになりました。（担当 山本 修）

年末のご挨拶

昨年の12月より、川島経営に復帰して丸1年が経ちました。

この一年を振り返りますと、皆様の温かいご支援、ご協力あって本当に救われてばかりの一年だったと思います。おかげさまで今年も無事年越しを迎えられそうです。

今年は12月30日(火)から1月4日(日)まで休業いたします。年始は1月5日(月)より通常どおり業務をいたします。

（担当 山本 修）